

## アルゼンチン共和国による東京高等裁判所への控訴提起について（お知らせ）

平成 30 年 4 月 9 日

債権者各位

- 第 4 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1996）保有者の皆様へ
- 第 5 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（1999）保有者の皆様へ
- 第 6 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ
- 第 7 回 アルゼンチン共和国 円貨債券（2000）保有者の皆様へ

標記各債券（以下「本債券」といいます。）について、平成 30 年 3 月 27 日付「アルゼンチン共和国を被控訴人とする差戻し審（東京地方裁判所）の判決について（お知らせ）」にてお知らせした通り、平成 30 年 3 月 26 日に東京地方裁判所において、原告である管理会社の請求を認め、被告であるアルゼンチン共和国（以下「共和国」といいます。）に対して、各回債の債権者の債券ごとに券面額とこれに付帯する利息、損害金の全額の支払いを命ずる原告全面勝訴の仮執行宣言付き判決（以下「本判決」といいます。）が言い渡されましたが、共和国は、本判決を不服として、平成 30 年 4 月 6 日付で東京高等裁判所に控訴を提起致しましたので、お知らせ致します。

なお、平成 30 年 2 月 23 日付でお知らせした通り、共和国は、個々の債券保有者に直接宛てた和解提案（以下「本提案」といいます。）を行っておりますが、平成 30 年 3 月 25 日付の「アルゼンチン共和国金融省「サムライ債」についてのお知らせ（第 2 版）」が駐日アルゼンチン共和国大使館ホームページに掲載されたことをあわせてお知らせ致します。詳細はそちらをご高覧ください。

本提案に係る「お知らせ」は、共和国より公表された事実等について、管理会社が債権者の皆様にご連絡することのみを目的として行うものであり、共和国の和解提案の受入をいかなる意味においても勧誘・推奨するものではありません。

本提案の連絡先は下記の通りであり、詳細についてはそちらへご照会いただくようお願い申し上げます。

## 記

### 連絡先

#### 1. アルゼンチン共和国金融省

オズヴァルド コラソ(男性)(e-mail: osvaldocolazo@mfin.gob.ar)

ガブリエラ メドラノ(女性)(e-mail: gabrielamedrano@mfin.gob.ar)

#### 2. アルゼンチン共和国の日本における代理人 小島国際法律事務所

アルゼンチンデスク

電話:03-3222-1408(月-金、午前 9:30-午後 5:30)、FAX:03-3222-1405

E-mail: argentina\_desk@kojimalaw.jp

### 債券の管理会社

#### 第4回債

株式会社新生銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社みずほ銀行

#### 第5、6、7回債

株式会社三菱UFJ銀行

(ご照会窓口)

株式会社新生銀行 法人企画部 法人業務管理室

電話番号 03-6880-8196 午前9時～午後5時(平日のみ)